平成２５年（フ）第１２１５号
札幌市東区北８条東８丁目２番13―602号、申立時の住所札幌市東区北17条東17丁目２番27―101号
債務者　佐藤　圭子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２９６号
札幌市中央区南16条西５丁目３番１―208号
債務者　竹田　英行
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２９７号
札幌市中央区南16条西５丁目３番１―208号
債務者　竹田　裕子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３１５号
札幌市豊平区平岸６条15丁目１番20―202号
債務者　菊地　絵美（旧姓藤原・田中）
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３１６号
札幌市中央区南７条西10丁目1034番地９　グレースコート石山通203号
債務者　石上　美樹（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３３６号
札幌市中央区南８条西12丁目１番33―105号
債務者　碓井　洋子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３７９号
札幌市西区発寒６条12丁目５番27―105号
債務者　菅原由美子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４０２号
札幌市西区琴似２条２丁目６番16号　二条マンションＢ―203号
債務者　澤井　　智
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４２６号
札幌市白石区菊水上町３条１丁目47番地30　ハッピーコーポ７号
債務者　松田　朋美
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４２７号
札幌市北区新川４条13丁目１番21号
債務者　山下喜美恵
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４４２号
札幌市白石区平和通15丁目北４番14号
債務者　越智　英峰
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４７９号
札幌市東区北22条東10丁目１番６号　コートスプリング元町201号
債務者　桜井　択也
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４８０号
札幌市東区北22条東10丁目１番６号　コートスプリングス元町201号
債務者　石川　由佳
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５０９号
北海道石狩市花川南２条３丁目24番地
債務者　福地　祐也
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５３７号
札幌市西区琴似１条７丁目２番22号　ユーフォリア１・７―107号、住民票上の住所札幌市西区発寒10条２丁目６番12号　ハイランドⅦ―302号
債務者　佐々木直彦
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５４６号
札幌市東区北35条東３丁目１番10―103号
債務者　木内　郁男
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５４７号
札幌市東区北35条東３丁目１番10―103号
債務者　木内　庸子（旧姓古内）
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部